

移住者応援割引（U & I ターン割）【付帯契約型】
（選択約款）

地点群名 県営平田アパート

2022年10月1日実施

釜石瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	-----	1
2. 付帯契約の種別	-----	1
3. 適用条件	-----	1
4. 契約の締結及び契約期間	-----	1
5. 割引額等	-----	2
6. その他	-----	2

付 則

1. 実施の期日	-----	3
----------	-------	---

別表第1	-----	3
------	-------	---

別表第2	-----	3
------	-------	---

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款の対象となる選択約款で規定するガス需給契約もしくはガス小売供給約款で規定するガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

2. 付帯契約の種別

付帯契約の種別（以下「割引種別」という。）は、次のとおりといたします。

- ① 移住者応援割引B（賃貸住宅用）

3. 適用条件

この選択約款は、次の条件を満たし、2020年4月1日以降に釜石市に転入し、申し込み時点で就業しており、3年以上釜石市に居住する意思のあるお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。ただし、他の付帯契約との併用はできません。

- (1) 適用地点群は、次の通りといたします。
 - ・ 県営平田アパート
- (2) 主契約として、当社の定める約款（別表第1）にもとづく契約を締結すること。
- (3) 上記主契約にもとづく料金を口座振替またはクレジットカード払いによりお支払になること。
- (4) 移住者応援割引B（賃貸住宅用）は、釜石市に転入したお客さまが、当社がガスを供給する県営平田アパートに居住（※1）し、「釜石市ライフデザインU・Iターン補助金」・「釜石市移住支援金」・「釜石市福祉人材確保型定住奨励金」のいずれかを交付されていること。

（※1）転勤による転入は除きます。

4. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から、36か月目の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、36か月目の定例検針日までといたします。

(4) 既に主契約を締結しているお客さまが、主契約の変更の申し込みをする場合の契約期間は、(3)の適用開始日から36か月目の定例検針日までといたします。

(5) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもって付帯契約の解約の期日といたします。

5. 割引額等

(1) 割引額は、割引種別(別表第2)の区分に応じて定めます。

(2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。

(3) 付帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。

6. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款及び選択約款の各約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2022年10月1日から実施いたします。

(別表第1)

(1) 主契約として当社の定める約款は、次のとおりといたします。

ガス小売供給約款[地点群名 県営平田アパート]

(2) その他当社が定める選択約款等に対しこの選択約款を適用する際には、その選択約款等への記載にて規定いたします。

(別表第2)

割引種別	割引額 (1月につき)
移住者応援割引B (賃貸住宅用)	主契約のガス料金 (早収料金) × 0.10